

議案第 1 1 6 号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 1 6 号について、ご説明いたします。

小野市民センター長寿命化改良等工事に伴い、大津市役所支所設置条例の改正を行います。

改正の趣旨といたしましては、令和 8 年 1 1 月下旬から令和 9 年 9 月下旬までの約 1 0 か月の工事期間中、支所機能を、現支所から、J R 小野駅舎内にある小野コミュニティセンター分館に移すため、位置の変更を行うものです。

改正の内容といたしましては、スライド中の表のとおり、1 1 月の分館への移転時 及び 翌年 9 月の新市民センターへの移転時の 2 段階で、位置の変更を行います。

施行時期は、いずれも、別途規則で定めます。なお、4. その他に記載のとおり、工事期間中は、コミュニティセンター及びコミュニティセンター分館での貸館業務は休止いたします。

位置関係については、3 ページのスライドをご確認ください。

緑枠で示す仮設支所は、J R 小野駅舎内に位置し、赤枠で示した現在の支所から、徒歩約 7 分の距離となります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。